

自転車運転中
一定の期間内に
危険なルール違反（危険行為）を繰り返すと

自転車運転者講習

を受けることになります。

講習の流れ

一定の
危険行為
を反復

- 3年以内に2回以上

公安委員会
からの
受講命令

講習を受講

- 講習時間: 3時間
- 講習手数料: 6,000円

命令に従わず
受講しないと

5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる危険行為

● 信号無視

信号機が設置されている場所は信号の灯火に従わなければなりません。

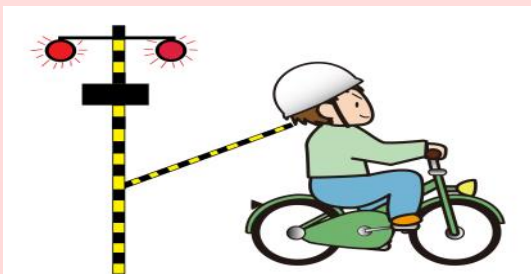


● 酒酔い運転及び酒気帯び運転



● しゃ断踏切立入り

踏切を通過する際
しゃ断機や警報器が作動している間は、
その踏切に入ってはいけません。



● 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

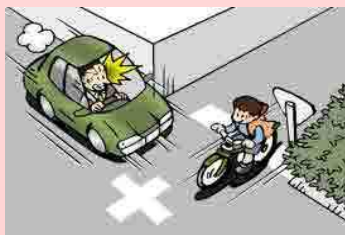
ブレーキを備えていない自転車に
乗車してはいけません。



● 指定場所一時不停止



この標識が設置されている場合は、停止線の手前で一時停止しなければなりません。



● 通行区分違反

- ◎ 歩道と車道の区別がある場合は車道を通行しなければなりません（標識により通行することができる場合や70歳以上の者、児童(13歳未満)、幼児等は歩道を通行することができます。）
- ◎ 道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。
- ◎ 安全地帯や道路標示による立入り禁止部分には入ってはいけません。



歩道に、このような標識があれば通行することが出来ますが**歩行者の通行を妨害してはいけません。**

● 歩道通行時の通行方法違反

通行することができる歩道では

- ◎ 道路標示により普通自転車が通行すべき指定部分がある場合はその部分を徐行（ただし、指定部分に歩行者がいないときや、通行しようとする歩行者がいないときは、状況に応じた速度と方法で通行できる）
- ◎ 通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行
- ◎ 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。

● 通行禁止違反

道路標識等によりその通行を禁止されている道路は通行してはいけません。



車両通行止め



車両進入禁止



歩行者専用



一方通行

代表的な標識です。



軽車両を除く

● 通行の禁止の対象から外される場合

この様に、「軽車両を除く」等の補助標識がある場合は、規制の対象から除外されています。

● 歩行者用道路を通行する車両の義務違反

道路標識によって、車両の通行が禁止されている歩行者用道路を、許可証を受けて通行する場合や、

通行の禁止の対象から除外されている車両

が通行する場合は、**歩行者に注意して徐行しなければなりません。**

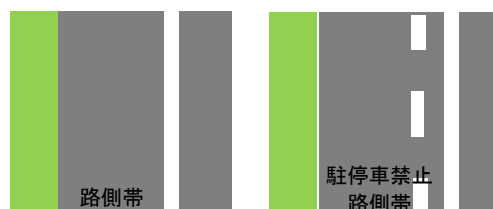


軽車両を除く

● 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

道路の左側に設けられた路側帯を通行するときは、**歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。**

○ 自転車が通行できる路側帯



× 自転車が通行できない路側帯



● 交差点安全進行義務違反等

交差点に入ろうとするとき、及び交差点内を通行するときは交差点の状況に応じ

- 交差道路を通行する車両等
- 反対方向からくる右折車両等
- 交差点又はその直近で道路を横断する歩行者

に特に注意し、かつ、できる限り**安全な速度と方法で通行しなければなりません**



● 交差点優先車妨害等

- 1 交差点を右折する際は、直進及び左折しようとする車両の進行を妨害してはなりません。
- 2 交通整理の行われていない交差点(信号機や警察官による交通整理が行われていない交差点等)で
 - 左方から進行してくる車両
 - 路面電車の進行

の進行を妨害してはなりません。

また、

- 優先道路を進行する車両
- 道路の幅員が明らかに広い道路を進行する車両

の進行を妨害してはならず、その交差点に入ろうとする場合は**徐行しなければなりません**。



● 環状交差点安全進行義務違反等

- 1 環状交差点では(右回り通行を指定する標識により指定されている交差点)では
 - 環状交差点内を進行する車両の進行を妨害してはならず、環状交差点に入ろうとする時は徐行しなければなりません。
- 2 環状交差点に入ろうとするとき、及び環状交差点を通行するときは状況に応じ
 - 環状交差点に入ろうとする車両等
 - 環状交差点内を通行する車両等
 - 環状交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつできる限り安全な速度と方法で通行しなければなりません。



環状交差点における右回り通行



環状交差点における通行方法

● 安全運転義務違反

運転者は

- 車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作
- 道路交通及び車両等の状況に応じて

他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

例：安全確認を怠った、脇見をした、歩行者の動きをよく見ていなかった等も安全運転義務違反となります。



● 携帯電話用装置等の使用の禁止

運転者は、停止している時を除き携帯電話用装置等を

- 通話のため使用
- 画像表示用装置に表示された画像を注視

してはいけません。

